

阿久比町監査公表第 8 号

平成 25 年 8 月 28 日付け提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 25 年 10 月 25 日

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 勝 山 制

阿 監 発 第 10 号

平成 25 年 10 月 25 日

請求人

A 様

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 勝 山 制

阿久比町職員措置請求について（通知）

平成 25 年 8 月 28 日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 25 年 8 月 28 日、これを受理した。

第 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 9 月 25 日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

1. 阿久比町が発注した町道5232号線道路維持補修工事において、平成24年6月26日付けで公文書公開請求し、平成24年7月13日の公文書公開時に見積書の徴収がなく発注したこと及び平成25年1月31日付けで公文書公開請求し、平成25年3月15日の公文書公開時に見積書及び作業日報が存在することは見積書及び作業日報が捏造、改ざんされたものであることから、阿久比町契約規則及び地方自治法施行令第167条の2別表第5の規定に違反する。
2. 請求人が試算したところ、以下のとおり過払金及び未払金ある。
 - ア. 日報に記載している工事日数が1日に対して発注書に計上しているバックホウ及びダンプトラックの数量は12時間であり、午前9時の作業開始であると休憩1時間として12時間作業すると午後10時までの作業であり、現場での作業は不可能であり危険を防止できない。安全、安心、事故防止の会社方針に反する。日の出、日の入りを考えると、(バックホウについては、1時間当たり13,190円の5時間分で65,950円、ダンプトラックについては、1時間当たり9,050円の5時間分で45,250円)それぞれ5時間分が水増請求金額であり、機械借上料損失金額111,200円である。
 - イ. 再生密粒度アスコンについて、1t当たり2.35m³に換算され、総面積31.92m²であり、厚さ10cmに対して積算すると約1.35tとなり、請求人が多めに算出した数量1.5tに対して町の発注書に計上している数量は10tであり8.5t分(1t当たり9,800円)の金額である83,300円が水増請求金額である。
 - ウ. 再生碎石について、総面積は31.92m²であり、厚さ18cmに対して積算すると5.74m³となる。請求人が算出した数量6m³に対して町の発注書に計上している数量は16m³であり10m³分(1m³当たり2,100円)の金額である21,000円が水増請求金額である。
 - エ. 普通作業員の数量について、工事写真に写っている作業員が7人と交通誘導員1人に対して、町の発注書に計上している普通作業員の数量が3人、交通指導員の数量が1人であるため、普通作業員等の数量が工事内容と比較すると少ないのは不自然である。

3. 以上のことから、機械借上料で111,200円、材料費で104,300円になり、損失合計金額215,500円である。
4. 阿久比町が発注した町道5232号線の工事の支払いの一部が不当利得、(不当利得の返還義務は民法第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。) 不法行為(不法行為による損害賠償は、民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。) 及び共同不法行為(共同不法行為の責任は、第719条第1項 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。) によるもので違法な支出である。

予算の編成は、地方財政法第3条第1項で「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、地方財政法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」、地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定していることから地方自治体の事務事業については、必要最小限の支出を行う注意義務が地方自治体の長にある。

よって、阿久比町長は竹内啓二及び担当職員に対し215,500円を連帯して阿久比町に賠償させるための措置を講ずるよう求める。

第4 監査の方法

請求書の事項について建設経済部長、建設環境課長、同課長補佐及び担当職員から事情を聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置の必要を認めない。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員事情聴取などから、次のとおり

の事実が認められた。

- ① 当該工事は、大字椋岡より要望があり施工した工事で、ガードレールの支柱の根元から草が生えており、通勤や通学に支障をきたすため、草が生えないよう舗装下に防草シートを敷く目的で施工した工事である。

本町では、当該工事の発注及び契約方法については、従来、工事設計書の作成を省略し、業者より見積書を徴し、その内訳を 8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路橋梁維持事業費の内の 7 節賃金の人夫賃（普通作業員を対象）、1 4 節使用料及び賃借料の重機借上料、1 6 節原材料費の補修用材料の費目毎に振分け発注書により発注し、業者に作業実績等を書類等により報告させて内容を検収し、最終的にその中に諸費用を含む形で工事費を支払う方法で工事を実施していた。

この費目毎の単価については、人夫賃は県単価を用い、補修用材料は県単価及び町の単独単価を用い、重機借上料については、町の単独単価として年度当初に運転手、機械損料、燃料費の諸経費を含む借上単価を機種毎に決定し用いている。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日及び平成 2 4 年 8 月 2 日付け公文書公開請求時には、公文書として見積書及び現場作業日報が存在しなく公開できなかったことについては、上記のとおり費目毎に振分けた発注書により発注しており、その際、当初に業者より徴した見積書は発注書作成の際の参考資料として使用し、保存はしていなかったためである。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日付け阿久比町監査委員からの勧告により、各々の道路維持補修工事の追加資料として必要があると判断し、各業者に追加資料の提出を依頼して書類を整えた。

このため、平成 2 5 年 1 月 3 1 日付け公文書公開請求の平成 2 5 年 3 月 1 5 日の公開時には、見積書及び現場作業日報は存在することになったものである。

- ② 当該工事における発注金額について、県の積算基準を基に作成した金額と比較する。まず材料費について比較すると最初に再生密粒度アスコンであるが、この数量は請求人の算出によると、面積が 3 1 . 9 2 m²で数量が 1 . 5 t としているが、本工事の実際の面積は 3 0 . 8 7 m²で数量は 3 . 1 t であり、実際の数量は請求人が算出した数量より 1 . 6 t 多く、町の発注書の数量は 1 0 t で実際の数量より 6 . 9 t 多い。

次に再生砕石であるが、この数量を請求人は、面積が 3 1 . 9 2 m²で数量が 6 m³としているが、本工事の実際の面積は 3 0 . 8 7 m²で数量は 1 . 6 m³であり、実際の数量は請求人が算出した数量より 4 . 4 m³少な

く、町の発注書の数量は16 m³で実際の数量より14.4 m³多い。

次にプライムコートであるが、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な材料であるために計上し、この数量は39.06 lとなる。

次に防草シートであるが、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な材料であるために計上し、この数量は舗装面積と同一であるため30.87 m²となる。

県の積算基準を基に作成した金額の材料費の計は114,516円となり、町の発注書の金額は諸経費を含み138,180円となっている。

次に機械借上について比較すると、バックホウとダンプトラックであるが、町の発注書では12 hと計上されている。まずバックホウについては舗装版の取壊し及び積込みと、残土の掘削及び積込みにて使用し、工事箇所の規模や現場条件から4 h程度使用したと考えられる。

次にダンプトラックについてはアスファルト殻と残土の運搬に使用し、ダンプトラックの積載量、処理施設までの距離から4 h程度使用したと考えられる。よって、町の発注書の数量は実際の数量よりそれぞれ8 h多い。

次にコンクリートカッターであるが、これは舗装版の切断に使用し、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な借上機械であるために計上し、この数量は0.25日となる。

次に振動ローラーであるが、これはアスファルト舗装の転圧に使用し、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な借上機械であるために計上し、この数量は0.12日となる。

次にプレートであるが、これは下層路盤およびアスファルト舗装の転圧に使用し、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な借上機械であるために計上し、この数量は0.25日となる。

県の積算基準を基に作成した金額の機械借上料の計は101,669円となり、町の発注書の金額は諸経費を含み280,224円となっている。

次に人夫費について比較すると、県の積算基準による普通作業員の数量は1.42人となる。次に交通誘導員であるが、県の積算基準による数量は1人となる。次に特殊作業員であるが、県の積算基準による数量

は1人となる。次に世話役であるが、県の積算基準による数量は0.25人となる。

県の積算基準を基に作成した金額の人夫費の計は48,979円となり、町の発注書では普通作業員3人、交通誘導員1人の49,400円となっている。

また、県の積算基準を基に作成した金額には、町の発注書には記載がない諸経費等がある。内訳としては処分費（アスファルト殻と残土）と諸経費であり、県の積算基準によると工事費は直接工事費と諸経費（間接工事費）があり、直接工事費は工事を施工するのに直接必要とする費用であり、それ以外の費用が諸経費となる。

まず、アスファルト殻処分であるが、これは舗装版取壊しにて発生したアスファルト殻の処分費であり、町の発注書には計上していないが、県の積算基準による数量は2 m³となる。

次に残土処分であるが、これは路盤掘削にて発生した残土処分費であり、町の発注書には計上していないが、県の積算基準による数量は1 m³となる。

次に工事内容ごとに県の積算基準にて諸経費率が決まっており、諸経費が計上され、県の積算基準による諸経費等の計は291,836円となり、町の発注書には計上が無い。

また、県の積算基準には無いが、工事写真にも記載されているとおり、ガードレール撤去復旧費が必要であるために、町の発注書には修繕費として105,840円となっている。

県の積算基準を基に作成した金額の材料費、機械借上、人夫賃、諸経費等の合計金額に消費税を加算した合計金額は584,850円となり、町の発注書の材料費、機械借上料、人夫賃、修繕費の合計金額573,644円は、県の積算基準を基に作成した金額より下回っている。

3 監査委員の判断

本件町道5232号線道路維持補修工事に係る発注、支払方法等について、関係者からの事情聴取等をもとにして判断した結果は、次のとおりである。

町が発注した町道5232号線道路維持補修工事において、工事設計書の作成を省略し、業者より見積書を徴し、その内訳を8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持事業費の内の7節賃金の人夫賃（普通作業員を対

象)、14節使用料及び賃借料の重機借上料、16節原材料費の補修用材料の費目毎に振分け発注書により発注し、業者に作業実績等を書類等により報告させて内容を検収し、最終的にその中に諸費用を含む形で工事費を支払う方法で工事を実施していたことにより、普通作業員の人数、機械借上料の時間、補修資材料の数量等は、実際の作業内容とは異なるものとなることは明らかである。このような事務処理は、実際の出来高数値と異なるものとなることから、阿久比町契約規則及び地方自治法施行令第167条の2(随意契約)に違反すると考えられ、請求人の主張するように水増し請求であるといった見解を招く要因となると考える。

しかし、請求人は、請求人独自の積算方法により機械借上料及び材料費を試算し、その試算結果から過払いの損失があるとしているが、県の積算基準を基に作成した金額とは相違があり、正規の工事設計による機械借上に係る積算方法とは異なることから、請求人の試算結果をもって過払いの損失があるとは言えないと考える。また、県の積算基準を基に作成した合計金額と阿久比町が支払した金額を比較しても、阿久比町に損害は発生していない。

さらに、本件町道5232号線道路維持補修工事を含ま平成24年度以前の工事については、発注及び支払方法等の一部に事務を怠った事実があるとし、平成25年2月20日付け阿久比町職員措置請求についての勧告によりすでに勧告済みであり、平成25年4月以降の工事については既に改善されている。よって、本件請求は、措置の必要を認めない。

監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、町当局に次のとおり意見を付するものとする。

町職員は、その従事する事務において、慣行的な事務であっても適正であるか改善すべきかなど、絶えず問題意識を持って事務に当たり、適切な事務の遂行に努め、住民の負託に応える必要がある。